

青梅市テレキューブ設置に関する連携協定

令和2年11月10日

青梅市テレキューブ設置に関する連携協定

青梅市（以下「甲」という。）およびテレキューブサービス株式会社（以下「乙」という。）は、テレワークを行うことが可能なボックス型スペースであるテレキューブ（以下「テレキューブ」という。）を有料で利用できるサービス（以下「本サービス」という。）に関して必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染抑止のための新しい生活様式の普及促進に向けて、住民等へのテレワーク環境の向上を図るため、青梅市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）における本サービスの実施について、甲および乙の連携に必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲は、乙が設置するテレキューブの設置場所を提供することとし、当該設置場所の定期的な清掃等の維持管理を行うものとする。

2 乙は、設置場所にかかる使用料を、青梅市行政財産使用料条例（昭和41年条例第24号）の定めにしたがい、甲の請求にもとづき支払うものとする。

3 乙は、本サービスの利用に関する情報のうち、次の内容を甲に無償で提供する。

(1) 甲における稼働状況

(2) その他テレワークにおける市場状況

（設置施設および設置場所）

第3条 テレキューブの設置施設は、本庁舎とし、設置場所は別途協議の上決定する。

（維持管理等）

第4条 甲は、テレキューブの維持管理のうち、定期的な清掃およびチラシの補充を行うものとし、その他維持管理、故障対応等は、乙が実施するものとする。

（負担金）

第5条 乙は、第2条第2項の使用料のほか、甲がテレキューブにかかる設置機器の電気容量にもとづき算出した額を、甲が指定する日までに支払うものとし、支払先および金額については、別に定めるものとする。

(施設利用者等への損害賠償)

第6条 乙は、本サービスの事故等により、施設利用者等に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第7条 甲は、設置されたテレキューブのき損、設置機器のき損、盗難等について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲または乙より申出がない限り、本協定は同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(原状回復)

第9条 乙は、前条に定める協定期間が満了したときは乙の負担により、設置したテレキューブを撤去し、設置場所を原状に回復した後、甲に返還しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲および乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年11月10日

甲 青梅市
代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
新大手町ビル3F x L I N K内
テレキューブサービス株式会社
代表取締役 小 山 田 佳 裕